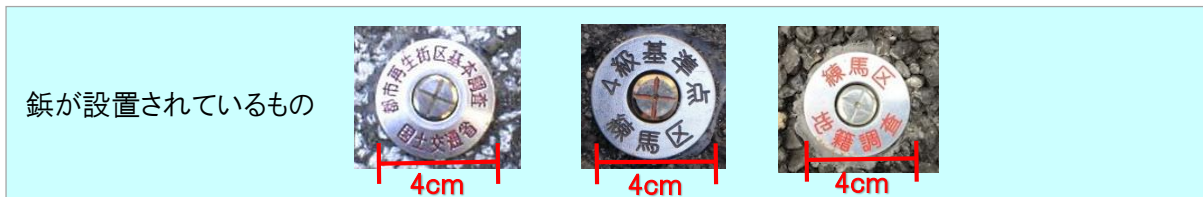


# 公共基準点付近で工事を予定されている方へ

～区内の道路や公園等には、下の写真のような「公共基準点」が設置されています～



《 施工现场周辺に上記の公共基準点がありましたら下記の手続きをお願いします 》

ねりまっぷ※で、公共基準点の名称の確認をお願いいたします

※確認方法は、「ねりまっぷでの公共基準点の閲覧方法について」をご参照ください

施工前に引照点・器械点・KBMの設置および観測を行い、引照点図※を作成してください

※引照点図の作成は練馬区公共基準点ページ内の「引照点図(様式)」および「街区基準点復元作業マニュアル(国土地理院)」を参考に行ってください。

①工事に伴い、公共基準点を一時的に撤去しなければならない場合【一時撤去申請】

「公共基準点一時撤去承認申請書(様式5号)」で申請を行ってください。

約1週間程度で区から「公共基準点一時撤去承認書」を交付します。

承認後に公共基準点の一時撤去および復旧を行い、先に提出した「引照点図」に基づき点検測量を行ってください。

「公共基準点設置工事しゅん工報告書(様式8号)」で完了の報告を行ってください。

②公共基準点を撤去せずに施行できる場合【付近工事の届出】

「公共基準点付近での工事届出書(様式1号)」で届出を行ってください。

届出後に施工し、工事完了後に先に提出した「引照点図」に基づき点検測量を行ってください。

「公共基準点付近での工事しゅん工報告書(様式2号)」で完了の報告を行ってください。

申請等が必要なフロー

測量等の作業が必要なフロー

- ・公共基準点の撤去を伴わない場合であっても、①の一時撤去申請で申請することができます。
- ・各申請書等は練馬区役所14階の土木部管理課地籍調査係まで直接、またはオンライン申請でご提出ください。
- ・各申請書等の様式・記載例および各基準点の構造図等は練馬区役所ホームページ「練馬区公共基準点」のページ内にあります。